

平成30年度
第3回 「児童福祉法」に基づく集団指導
「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成30年11月29日(木)

13時30分開始

札幌市保健福祉局障がい福祉課
指導担当

目次

1 実地指導における主な指摘事項

- (1) 個別支援計画の作成等に
関する指摘・・・P.3
- (2) 勤務体制の確保等に関する指摘・・・P.6
- (3) サービスの提供の記録に
関する指摘・・・P.10
- (4) 欠席時対応加算に関する指摘・・・P.11
- (5) 福祉・介護職員処遇改善加算に
関する指摘・・・P.12
- (6) 送迎加算に関する指摘・・・P.12
- (7) 給付費算定に係る体制等に
関する指摘・・・P.13
- (8) 虐待の禁止に関する指摘・・・P.14
- (9) 非常災害対策に関する指摘・・・P.15

(10) その他の主な指摘・・・P.16

2 平成30年度からの見直し事項

- (1) 新設サービス、資格要件など・・・P.17
- (2) 加算の変更・・・・・・・・・・P.19

3 その他の留意事項

- (1) 事故報告・・・・・・・・・・P.21
- (2) 通報・苦情、虐待の受理件数・・・P.22
- (3) 通報・苦情の主な内容・・・・・・・・P.22
- (4) 監査・・・・・・・・・・P.23
- (5) 主な監査の理由・・・・・・・・P.24
- (6) 行政処分の理由・・・・・・・・P.24

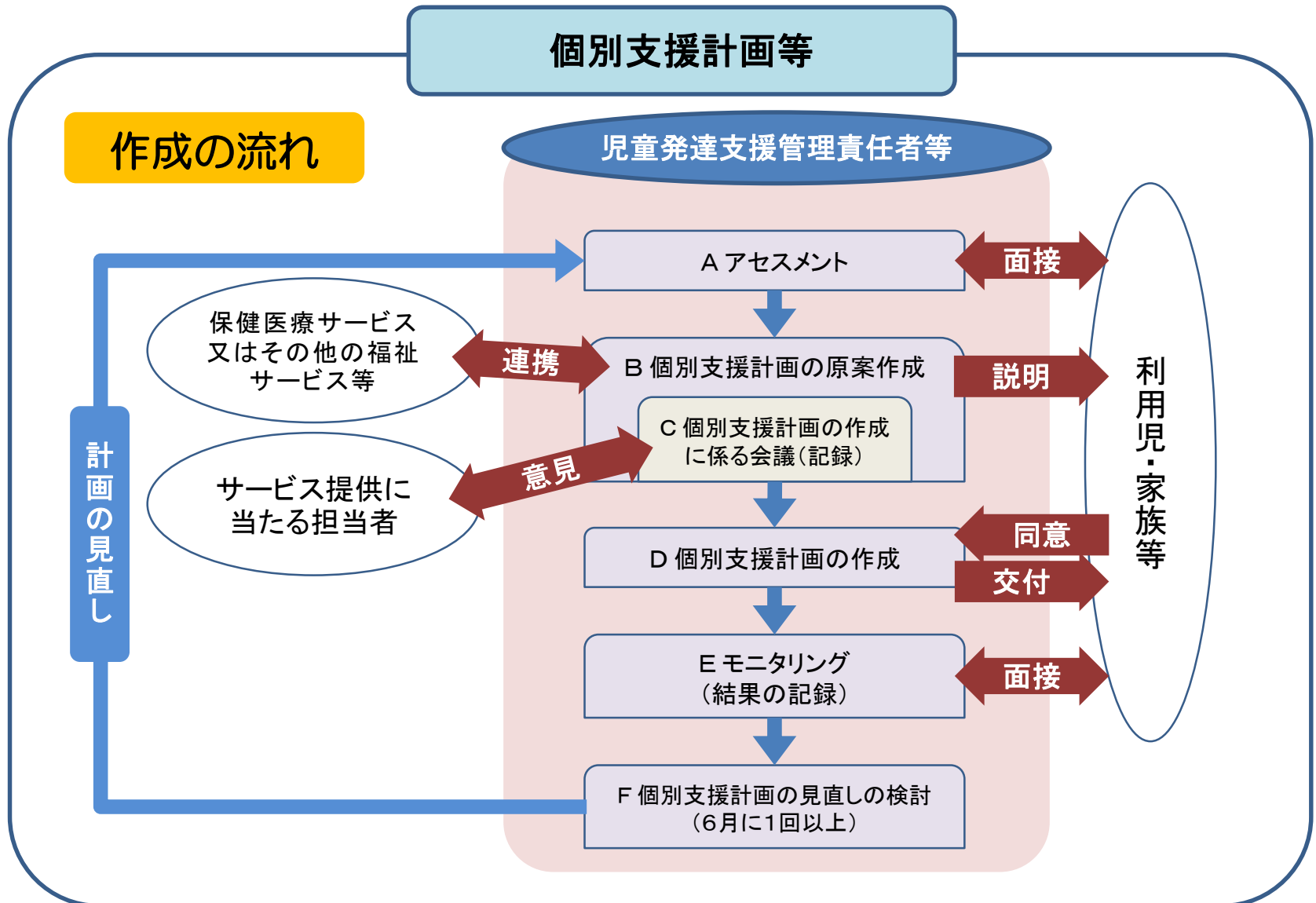
4 関係法令等・・・・・・・・・・P.25

(1) 個別支援計画の作成等に関する指摘

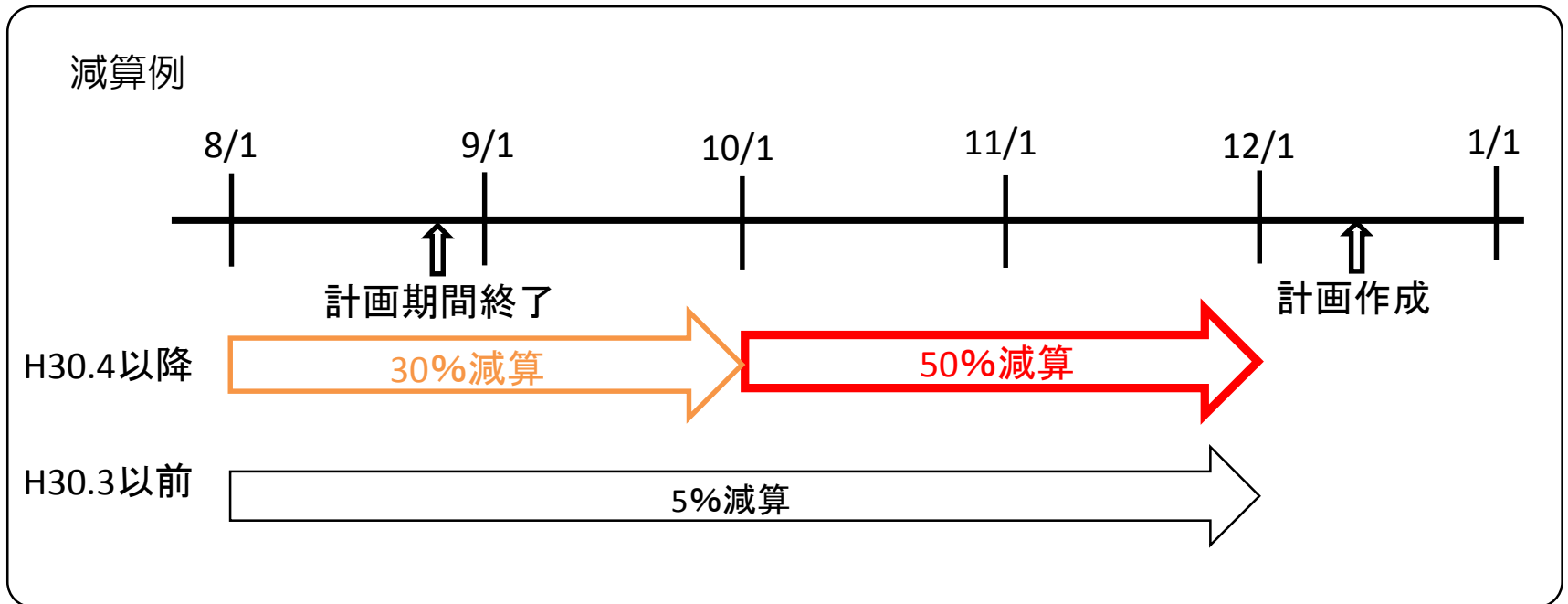
- アセスメントやモニタリングの実施が確認できない。
- 個別支援計画の原案を保管していない。
- 個別支援計画の作成に当たって、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催していない。又は会議の記録を保管していない。
- 個別支援計画について、保護者等から同意を得ていない。
- 個別支援計画について、書面を交付していない。又は交付したことを確認できない。
- 6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。又は見直ししたことを確認できない。（障害児相談支援事業所は必要に応じて見直しを行う）
- 児発管以外の者が個別支援計画を作成している。
- 計画と実際のサービス内容が異なっている。

（条例第30条等）
（基準省令第27条等）

1 実地指導における主な指導事項



個別支援計画未作成減算の見直し



- 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた当該月から30%の減算。
- 減算が適用された3月目から50%の減算。

(2) 勤務体制の確保に関する指摘

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない（ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等）。

※従業者とは、事業者との間に雇用契約等を締結し、職務として従事する者でなければならない。（H26.11 厚労省障害福祉課見解）

- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。
- 退職等で管理者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員が交代しているが届出していない。

（条例第41条等）
（基準省令第38条等）

1 実地指導における主な指導事項

人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児(通所・入所)支援
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援

届出している者を変更した場合は、
変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、
変更届の提出が必要。

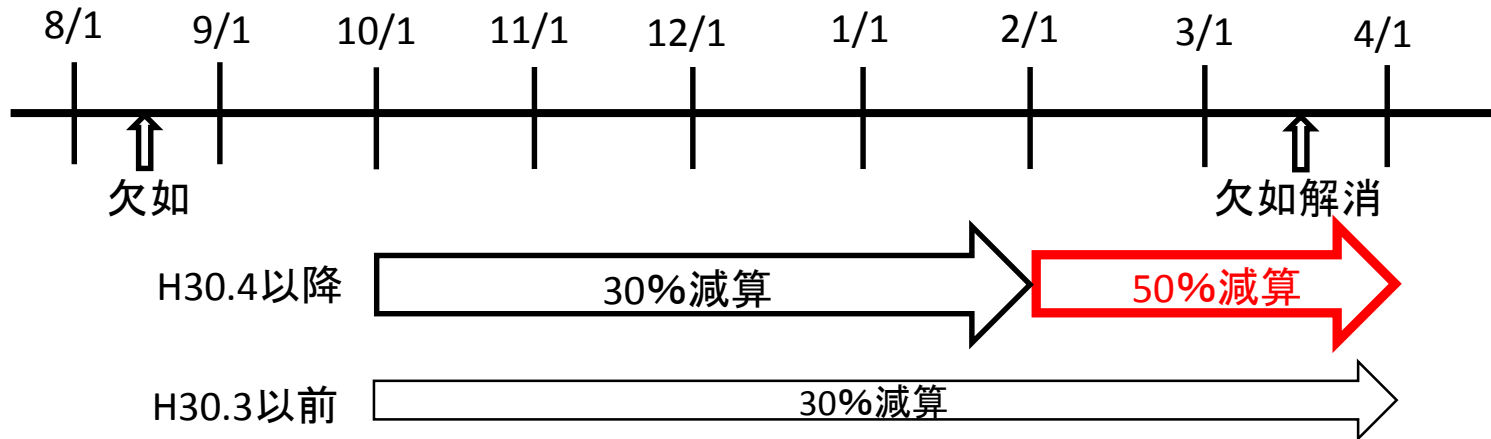
札幌市 障害 変更届

検索

職員欠如減算の見直し

減算例

- 児童発達支援管理責任者

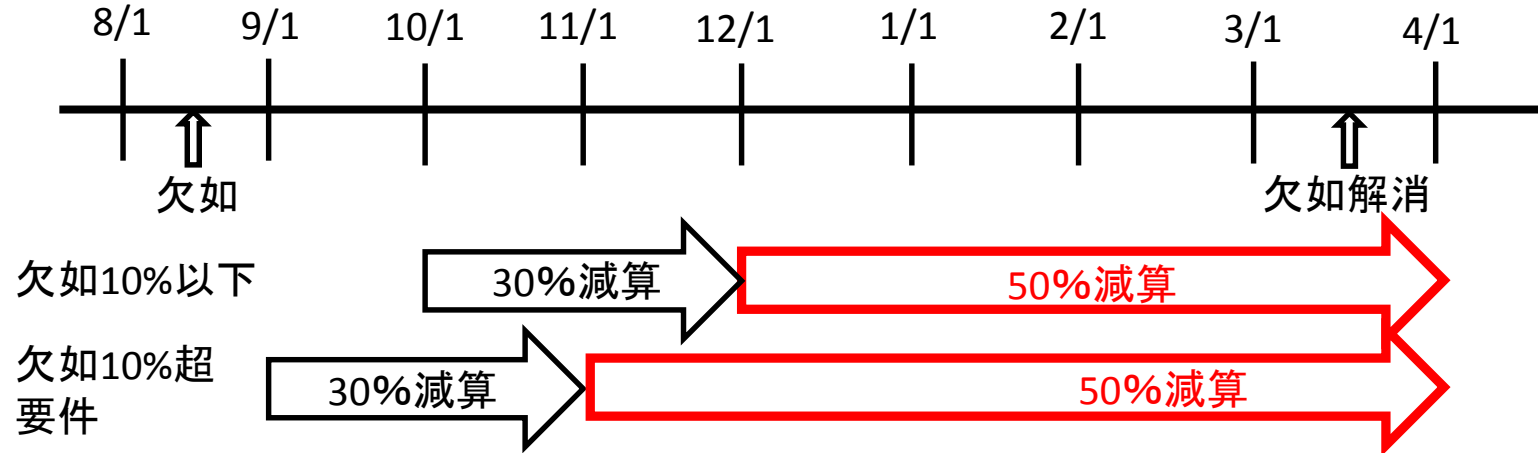


- 人員欠如になった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
- 減算が適用される月から4月は30%の減算。
- 減算が適用される月から連続して5月以上の月については50%減算。

職員欠如減算の見直し

減算例

- ・ 児発管以外的人员



- ・ 人員欠如が10%以下の場合、人員欠如になった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。
- ・ 人員欠如が10%を超える場合及び常勤・専従等の員数以外の要件を見たしていない場合、人員欠如になった翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。
- ・ 減算が適用される月から4月は30%の減算。
- ・ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については50%減算。

(3) サービスの提供の記録に関する指摘

- 実績記録票の記載漏れや保護者からの確認を得ていない。
- サービスを提供した際の支援内容などが確認できない。
- 実績記録票の「開始時間」「終了時間」の記載内容と支援記録や国保連の請求内容が異なっている。

① サービス提供実績記録票

札幌市	サービス提供実績記録票	検索
-----	-------------	----

1. サービス提供の都度記録する
 2. サービス提供の都度、保護者から確認を受ける
 3. 訂正する場合は、見え消しの上、サービス提供者及び利用者等双方の印を押す
- ※ 平成30年度から様式は大幅に変更されています

② 提供したサービスの具体的内容に関する記録

記載内容

- 1.サービスの提供日及び提供時間、2.利用者名及びサービスを提供した従業者名、
- 3.サービスの種類、4.提供した具体的なサービス内容、5.利用者の心身の状況、
- 6.その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。

※ ①②両方の作成が必要です。

(4) 欠席時対応加算に関する指摘

- 欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。保護者からの確認を得ていない。
 - ※ 欠席時対応加算を算定する場合は、欠席した日の実績記録票に保護者の確認印が必要です。
- 欠席時対応加算を算定しているが、欠席の連絡を受けた日時や、児童の状況、相談援助の内容等の記録が確認できない。
- あらかじめ利用を計画していたか確認できない。

欠席時対応加算の取扱

- ① あらかじめ利用を予定していた日に急病等により、その利用を中止した場合。
- ② その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合。
- ③ 電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該サービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、相談援助の内容を記録すること。
(直接の面会や自宅への訪問等を要しない)
- ④ 1月につき4回を限度として算定する。(H30年度より、重症心身障害児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合は、重症心身障害児に限り8回を限度)

(厚労省告示第122号別表第1-8 他)

(5) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘

- 福祉・介護職員処遇改善計画書について、全ての福祉・介護職員に周知していない。
- 福祉・介護職員の資質向上に関する計画を策定していない。研修を実施していない。
- 実施した処遇改善の内容及び費用を全ての福祉・介護職員に周知していない。
※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外

(H24厚労省告示270号)

(6) 送迎加算に関する指摘

- 自宅以外の場所に送迎する場合に、事前に特定の場所を定めていない。
- 送迎を行った記録（運転手、送迎場所）を残していない。

(厚労省告示第122号別表第1-11 他)

(7) 給付費算定に係る体制等に関する指摘

- 届出ている加算の算定基準を満たしていないにもかかわらず、体制等届出書を提出していない。

(留意事項通知 障発0330第16第一)

1 提出書類について(体制等届出書様式)

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、体制等届出書(ホームページ上に様式があります)を添付してください。

児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2(ホームページ上に様式があります)を作成してください。

2 算定開始時期

(1) 算定される単位数が増える場合

● 毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用

● 毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

(2) 算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から適用

(8) 虐待等の禁止に関する指摘

- 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めていない
 - 虐待（疑）事案を事故報告書で報告していない
- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。
- ・ **虐待の防止のための措置に関する事項**
- ※ 具体的には以下の事項などを指すもの。
- ・ 虐待防止に関する責任者の設置
 - ・ 苦情解決体制の整備
 - ・ 従業員に対する虐待防止啓発のための**定期的な研修の実施**（研修方法や研修計画など）
 - ・ 成年後見制度の利用支援（相談支援のみ）

（市条例第62号第40条 他）

(9) 非常災害対策に関する指摘

- 過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
- 非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

○ 事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、**非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

○ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
(市条例第62号第43条 他)

防災に関する自己点検表

札幌市 障害 自己点検表	検索
--------------	----

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは…
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは…
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは…
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

(10) その他の主な指摘

- **定員の遵守**
定員超過利用減算に該当しない範囲で、利用定員を超過している。
- **日常生活に要する費用**
利用者の希望によって送迎を提供する場合に係る費用を受領している。
- **会計の区分**
児童発達支援と放課後等デイサービスの会計が区分がされていない。
- **事業が変わる際の重要事項説明及び契約**
児童発達支援の利用者が、放課後等デイサービスの利用を開始する際に、新たな契約が交わされていない。

(1)新設サービス、資格要件等

○ 居宅訪問型児童発達支援の新設

重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出が出来ない場合をサービスの対象とする。

○ 共生型サービスの新設

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の児童発達支援、放課後等デイサービスなどの指定を受ける場合の特例を設定

○ 児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

従前の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化。

※経過措置はH30年3月31日で終了（放課後等デイサービス事業所）

H31年3月31日で終了（児童発達支援事業所）

(1)新設サービス、資格要件等

○ 人員配置基準の見直し

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者＊」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の児童発達支援事業所はH31年3月31日まで経過措置あり

※放課後等デイサービスの経過措置は終了

○ 自己評価結果等未公表減算

概ね1年に1回以上、基準省令で定められた項目の評価及び改善の内容をインターネットその他の方法で公表しなければならない。

公表していることを市長に届出していない場合、15%の減算。

※減算は平成31年4月1日より適用。届出方法は別途通知予定。

○ 身体拘束廃止未実施減算

やむを得ず身体拘束を行う際、その様態及び時間、その児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録が行われていない場合、利用者全員について、1日5単位減算。

(2)加算の変更

○ 福祉専門職員配置等加算（見直し）

常勤従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が25%もしくは35%以上の場合、加算

○ 看護職員加配加算（新設）

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を行っている場合に加算。

○ 送迎加算（見直し）

看護職員配置加算を算定する事業所が、看護職員を伴って、喀痰吸引等が必要な医療的ケア児（重症心身障害児以外）を送迎した場合さらに37単位加算。

※同一敷地内の送迎は30%減算

○ 特別支援加算（見直し）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員、視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修を終了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合、加算単位数を1日54単位に引き上げる。

(2)加算の変更

○ 強度行動障害児支援加算（新設）

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童に対し支援を行った場合、1日155単位加算。

○ 事業所内相談支援加算（見直し）

相談援助がサービスを受けている時間と同一時間帯である場合も算定可。

※この場合、相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

○ 関係機関連携加算（I）（見直し）

保育所や学校と連携して個別支援計画の作成や連絡調整を行った場合、1月に1回を限度（従前は1年に1回）を限度として加算。

○ 保育・教育等移行支援加算（新設）

障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に1回のみ500単位加算。

※加算を算定する場合は、事業者ハンドブックで要件を確認してください。

(1) 事故報告

入所者または利用者に対するサービス提供中に事故等が発生した場合、札幌市障がい福祉課へ必要な報告等をしてください。

① 重大な事故等【直ちに電話等で報告し、7日以内に報告書を提出】

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

② 上記 ① 以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告書を提出すること】

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したものの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出・外泊（見つかった場合）
- エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

札幌市 障がい 事故報告

検索

(2) 通報・苦情、虐待の受理件数

年度	苦情件数	虐待
平成25年度	145件	28件
平成26年度	198件	21件
平成27年度	257件	35件
平成28年度	358件	40件
平成29年度	287件	46件

(3) 通報・苦情の主な内容

- ・ 療育に関すること
- ・ 指導員の対応に関すること
- ・ 事業所の人員配置に関すること
- ・ 個別支援計画に関すること
- ・ 実績記録票の取扱いに関すること

内容によっては実地指導や監査を実施します。
突然、訪問することもあります。

(4) 監査

指定障害児通所支援事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児通所給付費等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

○ 監査の実施件数と行政処分（障害福祉サービス事業を含む）

実施年度	監査実施件数 (単位：事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0
平成29年度	4	1	1

(5) 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがある
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがある
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがある
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがある

(6) 行政処分の理由

〔事例〕

- 祝祭日等に事業所を開所していないにもかかわらず、虚偽の実績記録表を作成し、サービスを提供したとして、給付費を請求した。→指定取消
- 利用者の送迎加算について、実際に提供した送迎回数よりも多く、給付費を請求した。→新規利用者の受入停止3ヶ月

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児(通所・入所)支援	法律	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号) ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)
	解釈通知	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号) ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)
	報酬告示	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号) ○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)
	留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
	条例	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌市児童福祉法施行条例(平成24年12月13日札幌市条例第62号)

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号) ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)